

○文部科学省告示第百十一号（抄）

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年七月十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

五十六 オリンピック マラソンコース（男子／女子）

期間	令和三年八月七日及び八日
対象大会関係施設の所在地	北海道札幌市北区 北六条西一丁目、五丁目及び六丁目、北七条西一丁目、五丁目及び六丁目、北八条西一丁目、五丁目及び六丁目、北九条西一丁目及び五丁目から八丁目まで、北十条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十一条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十二条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十三条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十四条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十五条西一丁目、七丁目及び八

	<p>北海道札幌市中 中央区</p>
<p>丁目、北十六条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十七条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十八条西二丁目及び八丁目、北十九条西二丁目、八丁目及び九丁目、北二十条西二丁目及び九丁目から十三丁目まで、北二十一条西二丁目及び十一丁目から十三丁目まで、北二十二条西二丁目及び十三丁目、北二十三条西並びに北二十四条西二丁目から十四丁目まで</p>	<p>大通西一丁目、三丁目から十一丁目まで、北一条西一丁目、三丁目及び四丁目、北二条西一丁目、三丁目及び四丁目、北三条西一丁目及び三丁目から六丁目まで、北四条西一丁目、五丁目及び六丁目、北五条西一丁目、五丁目及び六丁目、北二十条西、北二十一条西、北二十二条西、中島公園、南一条西一丁目、三丁目及び四丁目、南二条西一丁目、三丁目及び四丁目、南三条西一丁目、三丁目及び四丁目、南四条西一丁目、三丁目及び四丁目、南五条西一丁目、三丁目及び四丁目、南六条西一丁目、</p>

<p>対象大会関係施設 の区域</p>		
<p>区 北海道札幌市北</p>	<p>北海道札幌市豊 平区</p>	
<p>北六条西一丁目、五丁目及び六丁目、北七条西一丁目、 五丁目及び六丁目、北八条西一丁目、五丁目及び六丁目 、北九条西一丁目及び五丁目から八丁目まで、北十条西</p>	<p>旭町二丁目、四丁目及び七丁目、水車町一丁目、豊平五 条二丁目、三丁目及び五丁目、豊平六条二丁目、三丁目 、五丁目及び六丁目、豊平七条七丁目、豊平八条八丁目 、豊平九条、平岸一条十二丁目及び十三丁目、中の島一 条一丁目から七丁目まで、中の島二条一丁目から七丁目 まで、平岸二条一丁目から十四丁目まで並びに平岸三条 一丁目から十四丁目まで</p>	<p>三丁目及び四丁目、南七条西一丁目、三丁目及び四丁目 、南七条東、南八条西三丁目及び四丁目、南九条西三丁 目及び四丁目、南十条西一丁目から三丁目まで、南十一 条西一丁目、南十二条西一丁目、南十三条西一丁目、南 十四条西一丁目、南十五条西一丁目及び四丁目並びに南 十六条西一丁目</p>

	<p>一丁目、七丁目及び八丁目、北十一条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十二条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十三条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十四条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十五条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十六条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十七条西一丁目、七丁目及び八丁目、北十八条西二丁目及び八丁目、北十九条西二丁目、八丁目及び九丁目、北二十条西二丁目及び九丁目から十三丁目まで、北二十一条西二丁目及び十一丁目から十三丁目まで、北二十二条西二丁目及び十三丁目、北二十三条西、北二十四条西二丁目から十四丁目まで並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>北海道札幌市中 央区</p>	<p>大通西一丁目、三丁目から十一丁目まで、北一条西一丁目、三丁目及び四丁目、北二条西一丁目、三丁目及び四丁目、北三条西一丁目及び三丁目から六丁目まで、北四条西一丁目、五丁目及び六丁目、北五条西一丁目、五丁</p>

目及び六丁目、北二十条西、北二十一条西、北二十二条西、中島公園、南一条西一丁目、三丁目及び四丁目、南二条西一丁目、三丁目及び四丁目、南三条西一丁目、三丁目及び四丁目、南四条西一丁目、三丁目及び四丁目、南五条西一丁目、三丁目及び四丁目、南六条西一丁目、三丁目及び四丁目、南七条西一丁目、三丁目及び四丁目、南七条東、南八条西三丁目及び四丁目、南九条西三丁目及び四丁目、南十条西一丁目から三丁目まで、南十一条西一丁目、南十二条西一丁目、南十三条西一丁目、南十四条西一丁目、南十五条西一丁目及び四丁目、南十六条西一丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

北海道札幌市豊平区

旭町二丁目、四丁目及び七丁目、水車町一丁目、豊平五条二丁目、三丁目及び五丁目、豊平六条二丁目、三丁目、五丁目及び六丁目、豊平七条七丁目、豊平八条八丁目、豊平九条、平岸一条十二丁目及び十三丁目、中の島一

	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	
北海道札幌市北	区	北海道札幌市西
<p>条一丁目から七丁目まで、中の島二条一丁目から七丁目まで、平岸二条一丁目から十四丁目まで、平岸三条一丁目から十四丁目まで並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>北六条西、北七条西、北八条西一丁目から十丁目まで、北九条西、北十条西、北十一条西、北十二条西、北十三条西、北十四条西、北十五条西、北十六条西、北十七条西、北十八条西、北十九条西、北二十条西、北二十一条西、北二十二条西、北二十三条西、北二十四条西二丁目から十六丁目まで、北二十五条西二丁目から十五丁目まで、北二十六条西二丁目から十二丁目及び北二十七条西九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>八軒六条東五丁目、八軒七条東五丁目、八軒八条東三丁目から五丁目まで、八軒九条東三丁目から五丁目まで及び八軒十条東三丁目から五丁目まで（いずれも次の図面</p>

に示す部分に限る。）

北海道札幌市中

中央区

大通西一丁目から十三丁目まで、大通東一丁目から三丁目まで、北一条西一丁目から十三丁目まで、北一条東一丁目から四丁目まで、北二条西一丁目から十二丁目まで、北二条東一丁目から四丁目まで、北三条西一丁目から十丁目まで、北三条東一丁目から三丁目まで、北四条西一丁目から九丁目まで、北四条東一丁目から三丁目まで、北五条西一丁目から八丁目まで、北五条東、北一六条西一六丁目、北一八条西、北二十条西、北二十一条西、北二十二条西、中島公園、南一条西一丁目から十三丁目まで、南一条東一丁目から四丁目まで、南二条西一丁目から十三丁目まで、南二条東一丁目から四丁目まで、南三条西一丁目から四丁目まで、南三条東一丁目から三丁目まで、南四条西一丁目から六丁目まで、南四条東一丁目から三丁目まで、南五条西一丁目から六丁目まで、南五条東一丁目から四丁目まで、南六条西一丁目から六丁

目まで、南六条東、南七条西一丁目から六丁目まで、南七条東、南八条西一丁目から六丁目まで、南九条西一丁目から六丁目まで、南十条西一丁目から六丁目まで、三丁目及び六丁目、南十一条西一丁目、南十二条西一丁目、南十三条西一丁目及び五丁目、南十四条西一丁目、五丁目及び六丁目、南十五条西一丁目及び四丁目から六丁目まで、南十六条西一丁目、四丁目、五丁目及び六丁目並びに南十七条西四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

北海道札幌市豊平区

旭町、水車町、豊平三条一丁目から六丁目まで、豊平四条一丁目から七丁目まで、豊平五条一丁目から九丁目まで、豊平六条二丁目から十丁目まで、豊平七条七丁目から十丁目まで、豊平八条八丁目から十一丁目まで、豊平九条、平岸一条一丁目から十六丁目まで、中の島一条一丁目から八丁目まで、中の島二条一丁目から八丁目まで、平岸二条一丁目から十六丁目まで、平岸三条一丁目か

備考		
<p>一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>目及び二丁目、北二十五条東一丁目並びに北二十六条東一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>目、北二十四条東一丁目及び二丁目、北二十二条東一丁目及び二丁目、北二十三条東一丁目及び二丁目、北二十一条東一丁目及び二丁目、北二十条東一丁目及び二丁目、北十九条東一丁目及び二丁目、北十八条東一丁目及び二丁目、北十七条東一丁目及び二丁目、北十六条東一丁目及び二丁目、北十五条東一丁目及び二丁目、北十四条東一丁目及び二丁目、北十三条東一丁目及び二丁目、北十二条東一丁目から三丁目まで、北十一条東一丁目から三丁目まで、北十条東一丁目から三丁目まで、北九条東一丁目まで、北八条東一丁目から三丁目まで、北七条東一丁目から三丁目まで、北六条東一丁目から三丁目まで、</p>	<p>（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>ら十六丁目まで並びに平岸四条一丁目から十六丁目まで</p>	<p>北海道札幌市東区</p>

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

五十七 パラリンピック マラソンコース（男子／女子）

期間	令和三年九月五日		
対象大会関係施設の所在地	東京都渋谷区	東京都新宿区	千駄ヶ谷一丁目 愛住町、揚場町、市谷田町、市ヶ谷八幡町、市谷船河原町、市ヶ谷本村町、神楽河岸、神楽坂一丁目、片町、下宮比町、新宿一丁目、住吉町、大京町、富久町、内藤町、四谷四丁目、四谷坂町及び四谷本塩町
	東京都文京区	東京都千代田区	後楽及び本郷一丁目 飯田橋四丁目、内神田三丁目、大手町一丁目、鍛冶町、神田淡路町一丁目、神田小川町、神田鍛冶町、神田須田町、神田神保町一丁目及び二丁目、神田錦町三丁目、神

	対象大会関係施設の区域		
東京都中央区	東京都港区	東京都台東区	東京都渋谷区
<p>田三崎町一丁目及び二丁目、皇居外苑、千代田、西神田一丁目及び二丁目、一ツ橋並びに丸の内一丁目</p> <p>京橋、銀座、日本橋、日本橋蛸殻町、日本橋兜町、日本橋茅場町、日本橋小網町、日本橋人形町一丁目及び二丁目、日本橋浜町、日本橋馬喰町二丁目、日本橋久松町、日本橋本町四丁目、日本橋室町、日本橋横山町並びに東日本橋</p>	<p>芝公園、新橋及び西新橋及び東新橋</p>	<p>浅草一丁目、浅草橋一丁目から三丁目まで、雷門二丁目、蔵前、駒形及び柳橋</p>	<p>千駄ヶ谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>愛住町、揚場町、市谷田町、市ヶ谷八幡町、市谷船河原町、市ヶ谷本村町、神楽河岸、神楽坂一丁目、片町、下宮比町、新宿一丁目、住吉町、大京町、富久町、内藤町、四谷四丁目、四谷坂町及び四谷本塩町及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分</p>

東京都文京区	<p>後楽及び本郷一丁目及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都千代田区	<p>飯田橋四丁目、内神田三丁目、大手町一丁目、鍛冶町、神田淡路町一丁目、神田小川町、神田鍛冶町、神田須田町、神田神保町一丁目及び二丁目、神田錦町三丁目、神田三崎町一丁目及び二丁目、皇居外苑、千代田、西神田一丁目及び二丁目、一ツ橋並びに丸の内一丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都中央区	<p>京橋、銀座、日本橋、日本橋蛸殻町、日本橋兜町、日本橋茅場町、日本橋小網町、日本橋人形町一丁目及び二丁目、日本橋浜町、日本橋馬喰町二丁目、日本橋久松町、日本橋本町四丁目、日本橋室町、日本橋横山町並びに、東日本橋並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

	東京都港区	芝公園、新橋及び西新橋、東新橋及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都台東区	浅草一丁目、浅草橋一丁目から三丁目まで、雷門二丁目、蔵前、駒形及び、柳橋及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都渋谷区	千駄ヶ谷一丁目及び、二丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都新宿区	愛住町、揚場町、荒木町、市谷加賀町、市谷砂土原町、市谷左内町、市谷鷹匠町、市谷田町、市谷台町、市谷長延寺町、市谷仲之町、市ヶ谷八幡町、市谷船河原町、市ヶ谷本村町、神楽河岸、神楽坂一丁目から五丁目まで、霞岳町、霞ヶ丘町、片町、河田町、左門町、信濃町、下宮比町、白銀町、新小川町、新宿一丁目、五丁目及び六丁目、住吉町、大京町、津久戸町、筑土八幡町、富久町、内藤町、納戸町、払方町、袋町、舟町、南町、余丁町	

	東京都文京区	<p>、四谷一丁目、三丁目及び四丁目、四谷坂町、四谷三栄町、四谷本塩町並びに若宮町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>後楽並びに本郷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都千代田区	<p>飯田橋二丁目から四丁目まで、岩本町一丁目、内神田、内幸町、大手町、鍛冶町、神田淡路町、神田岩本町、神田小川町、神田鍛冶町、神田北乗物町、神田紺屋町、神田佐久間町一丁目及び二丁目、神田猿樂町、神田神保町一丁目、二丁目、三丁目、神田須田町、神田駿河台、神田多町、神田司町、神田富山町、神田錦町、神田西福田町、神田花岡町、神田東紺屋町、神田東松下町、神田美倉町、神田三崎町、神田美土代町、北の丸公園三丁目、九段北一丁目、三丁目及び四丁目、九段南一丁目及び四丁目、皇居外苑、五番町、外神田一丁目及び二丁目、千代田、西神田一丁目及び二丁目、東神田、一ツ橋、日比</p>	

	<p>谷公園、富士見、丸の内、有楽町二丁目、四番町並びに六番町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>東京都中央区</p>	<p>京橋、銀座、新川、新富一丁目、日本橋、日本橋大伝馬町、日本橋蛸殻町、日本橋兜町、日本橋茅場町、日本橋小網町、日本橋小伝馬町、日本橋小舟町、日本橋富沢町、日本橋中州、日本橋人形町一丁目及び二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町、日本橋馬喰町、日本橋久松町、日本橋堀留町二丁目、日本橋本石町一丁目から三丁目まで、日本橋本町、日本橋室町、日本橋横山町、東日本橋並びに八丁堀一丁目及び三丁目、八重洲（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>東京都港区</p>	<p>愛宕、芝二丁目及び三丁目、芝公園、芝大門、新橋、虎ノ門三丁目、西新橋並びに東麻布一丁目、東新橋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>東京都台東区</p>	<p>浅草一丁目及び二丁目、浅草橋一丁目から四丁目まで、雷門、蔵前、寿、駒形、鳥越二丁目、花川戸一丁目、三</p>

五十八 オリンピック20km競歩(男子/女子)

	東京都墨田区	筋並びに柳橋（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 吾妻橋一丁目、東駒形一丁目及び二丁目、千歳一丁目、本所一丁目、向島一丁目、横綱並びに両国一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>期間</p>	<p>令和三年八月五日及び六日</p>
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>北海道札幌市中 中央区</p>	<p>大通西三丁目及び四丁目、北一条西三丁目及び四丁目、北二条西三丁目及び四丁目並びに南一条西三丁目及び四丁目</p>
<p>対象大会関係施設</p>	<p>北海道札幌市中</p>	<p>大通西三丁目及び四丁目、北一条西三丁目及び四丁目、</p>

の区域	中央区	北二条西三丁目及び四丁目並びに南一条西三丁目及び四丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	北海道札幌市中央区	大通西一丁目から六丁目まで、北一条西一丁目から六丁目まで、北二条西一丁目から六丁目まで、北三条西一丁目から六丁目まで、北四条西三丁目及び四丁目、南一条西一丁目から六丁目まで、南二条西一丁目から六丁目まで、南三条西一丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。		

五十九 オリンピック 50 km 競歩(男子)

期間	令和三年八月六日	
対象大会関係施設の所在地	北海道札幌市中 中央区	大通西三丁目及び四丁目、北一条西三丁目及び四丁目、北三条西三丁目及び四丁目、北二条西三丁目及び四丁目、南一条西三丁目及び四丁目、南三条西三丁目及び四丁目並びに南二条西三丁目及び四丁目
対象大会関係施設の区域	北海道札幌市中 中央区	大通西三丁目及び四丁目、北一条西三丁目及び四丁目、北二条西三丁目及び四丁目、北三条西三丁目及び四丁目、南一条西三丁目及び四丁目、南二条西三丁目及び四丁目、南三条西三丁目及び四丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	北海道札幌市中 中央区	北六条西一丁目から五丁目まで（次の図面に示す部分に限る。） 大通西一丁目から六丁目まで、北一条西一丁目から六丁目まで、北五条西一丁目から六丁目まで、北三条西一丁目から六丁目まで、北二条西一丁目から六丁目まで、北

<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>期間</p>	<p>東京都調布市</p>	<p>令和三年七月二十四日</p>	<p>西町及び野水 朝日町三丁目、押立町五丁目、寿町一丁目、是政三丁目及び五丁目、新町二丁目、浅間町一丁目から三丁目まで</p>	<p>六十 オリンピック自転車競技ロードレースコース(男子)</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四条西一丁目から六丁目まで、北六条西、南一条西一丁目から六丁目まで、南五条西一丁目から六丁目まで、南三条西一丁目から六丁目まで、南二条西一丁目から六丁目まで、南四条西一丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
---------------------	-----------	---------------	-------------------	--	------------------------------------	--

	<p>、多磨町二丁目及び三丁目、天神町二丁目及び四丁目、日吉町、府中町、本町一丁目、緑町一丁目及び二丁目、宮西町一丁目及び二丁目、宮町一丁目及び三丁目並びに矢崎町一丁目</p>
東京都小金井市	貫井南町一丁目並びに前原町一丁目、四丁目及び五丁目
東京都三鷹市	大沢二丁目、三丁目及び六丁目
東京都多摩市	<p>落合一丁目から四丁目まで、山王下一丁目、諏訪一丁目、三丁目、四丁目及び六丁目、鶴牧一丁目から三丁目まで、豊ヶ丘二丁目、五丁目及び六丁目、中沢、永山七丁目、聖ヶ丘、馬引沢、南野一丁目及び二丁目並びに連光寺五丁目</p>
東京都稲城市	大丸、向陽台二丁目から六丁目まで、長峰、百村並びに若葉台一丁目及び四丁目
東京都八王子市	東中野、別所、堀之内三丁目、松が谷、松木並びに南大沢一丁目、二丁目及び四丁目
東京都町田市	相原町、小山ヶ丘二丁目から五丁目まで及び小山町

<p>神奈川県相模原市緑区</p>	<p>相原一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、青根、青野原、青山、小倉、川尻、久保沢、長竹、西橋本五丁目、二本松三丁目及び四丁目、根小屋、橋本七丁目及び八丁目、原宿、向原一丁目及び二丁目、元橋本町、青久和、荒井、嵐、石ヶ沢、稲生、梶野、上野田、新屋敷、橋津原、原、東野、平井、平丸、前戸、宮下、宮原並びに和田</p>
<p>神奈川県足柄上郡山北町</p>	<p>世附</p>
<p>山梨県南都留郡道志村</p>	<p>板橋、大栗、大室指、大渡、上白井平、上中山、川村、川原畑、久保、小善地、笹久根、下白井平、下中山、竹之本、月夜野、戸渡、長又、西和出村、野原、東神地、谷相及び善之木</p>
<p>山梨県南都留郡山中湖村</p>	<p>平野、赤芝、旭日ヶ丘、新井、池畑、霜窪、重郎渚、寺屋敷、中ノ俣、二本木道下、梁尻、不動坂、水ヶ久保、宮ノ脇、藪木及び和田</p>
<p>静岡県駿東郡小</p>	<p>一色、上野、大御神、須走、棚頭、中日向及び用沢</p>

	山町	
	静岡県御殿場市	板妻、上小林、神場、川島田、茱萸沢、芝怒田、中畑、永塚、仁杉、萩原及び保土沢
	静岡県裾野市	須山
対象大会関係施設	東京都調布市	西町及び野水（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
の区域	東京都府中市	朝日町三丁目、押立町五丁目、寿町一丁目、是政三丁目及び五丁目、新町二丁目、浅間町一丁目から三丁目まで、多磨町二丁目及び三丁目、天神町二丁目及び四丁目、日吉町、府中町、本町一丁目、緑町一丁目及び二丁目、宮西町一丁目及び二丁目、宮町一丁目及び三丁目、矢崎町一丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都小金井市	貫井南町一丁目、前原町一丁目、四丁目及び五丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都三鷹市	大沢二丁目、三丁目及び六丁目並びにこれらの区域に介

	<p>在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都多摩市	<p>落合一丁目から四丁目まで、山王下一丁目、諏訪一丁目、三丁目、四丁目及び六丁目、鶴牧一丁目から三丁目まで、豊ヶ丘二丁目、五丁目及び六丁目、中沢、永山七丁目、聖ヶ丘、馬引沢、南野一丁目及び二丁目、連光寺五丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都稲城市	<p>大丸、向陽台二丁目から六丁目まで、長峰、百村、若葉台一丁目及び四丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都八王子市	<p>東中野、別所、堀之内三丁目、松が谷、松木、南大沢一丁目、二丁目及び四丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都町田市	<p>相原町、小山ヶ丘二丁目から五丁目まで、小山町及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に</p>

	示す部分に限る。）
神奈川県相模原市緑区	相原一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、青根、青野原、青山、小倉、川尻、久保沢、長竹、西橋本五丁目、二本松三丁目及び四丁目、根小屋、橋本七丁目及び八丁目、原宿、向原一丁目及び二丁目、元橋本町、青久和、荒井、嵐、石ヶ沢、稲生、梶野、上野田、新屋敷、橋津原、原、東野、平井、平丸、前戸、宮下、宮原、和田並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
神奈川県足柄上郡山北町	世附（次の図面に示す部分に限る。）
山梨県南都留郡道志村	板橋、大栗、大室指、大渡、上白井平、上中山、川村、川原畑、久保、小善地、笹久根、下白井平、下中山、竹之本、月夜野、戸渡、長又、西和出村、野原、東神地、谷相、善之木及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域				山梨県南都留郡 山中湖村	平野、赤芝、旭日ヶ丘、新井、池畑、霜窪、重郎淵、寺屋敷、中ノ俣、二本木道下、梁尻、不動坂、水ヶ久保、宮ノ脇、藪木、和田及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		静岡県駿東郡小山町	静岡県御殿場市	静岡県裾野市	一色、上野、大御神、須走、棚頭、中日向、用沢及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都小金井市	東京都府中市	東京都調布市	静岡県裾野市	須山（次の図面に示す部分に限る。）	板妻、上小林、川島田、茱萸沢、芝怒田、中畑、仁杉、萩原、保土沢及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域

東京都三鷹市	三百メートルの次の図面に示す地域
東京都多摩市	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域
東京都稲城市	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域
東京都八王子市	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域
東京都町田市	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域
神奈川県山北町	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域
山梨県道志村	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域
山梨県山中湖村	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域

対象大会関係施設	期間	令和三年七月二十五日	東京調布市	西町及び野水	<p>六十一 オリンピック自転車競技ロードレースコース（女子）</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	静岡県裾野市	静岡県御殿場市	静岡県小山町	
						三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域

の所在地

東京都府中市	朝日町三丁目、押立町五丁目、寿町一丁目、是政三丁目及び五丁目、新町二丁目、浅間町一丁目から三丁目まで、多磨町二丁目及び三丁目、天神町二丁目及び四丁目、日吉町、府中町、本町一丁目、緑町一丁目及び二丁目、宮西町一丁目及び二丁目、宮町一丁目及び三丁目並びに矢崎町一丁目
東京都小金井市	貫井南町一丁目並びに前原町一丁目、四丁目及び五丁目
東京都三鷹市	大沢二丁目、三丁目及び六丁目
東京都多摩市	落合一丁目から四丁目まで、山王下一丁目、諏訪一丁目、三丁目、四丁目及び六丁目、鶴牧一丁目から三丁目まで、豊ヶ丘二丁目、五丁目及び六丁目、中沢、永山七丁目、聖ヶ丘、馬引沢、南野一丁目及び二丁目並びに連光寺五丁目
東京都稲城市	大丸、向陽台二丁目から六丁目まで、長峰、百村並びに若葉台一丁目及び四丁目
東京都八王子市	東中野、別所、堀之内三丁目、松が谷、松木並びに南大

対象大会関係施設							
東京都調布市	静岡県御殿場市	山町	静岡県駿東郡小	山中湖村	山梨県南都留郡	道志村	山梨県南都留郡
西町及び野水並びにこれらの区域に介在する道路の区域	柴怒田	大御神、須走、棚頭、中日向及び用沢	平野、山中	又、西和出村、野原、馬場、東神地及び谷相	板橋、大栗、大室指、大渡、上白井平、上善之木、上中山、川村、川原畑、久保、小善地、笹久根、下白井平、下善之木、下中山、竹之本、月夜野、戸渡、中神地、長又、西和出村、野原、馬場、東神地及び谷相	八丁目、原宿、向原一丁目及び二丁目、元橋本町、	相原町、小山ヶ丘二丁目から五丁目まで及び小山町
						相原一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、青根、青野原、青山、小倉、川尻、久保沢、中野、長竹、西橋本五丁目、二本松三丁目及び四丁目、根小屋、橋本七丁目及び	沢一丁目、二丁目及び四丁目

の区域

東京府中市	<p>(いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p> <p>朝日町三丁目、押立町五丁目、寿町一丁目、是政三丁目及び五丁目、新町二丁目、浅間町一丁目から三丁目まで、多磨町二丁目及び三丁目、天神町二丁目及び四丁目、日吉町、府中町、本町一丁目、緑町一丁目及び二丁目、宮西町一丁目及び二丁目、宮町一丁目及び三丁目、矢崎町一丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域(いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p>
東京都小金井市	<p>貫井南町一丁目、前原町一丁目、四丁目及び五丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域(いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p>
東京都三鷹市	<p>大沢二丁目、三丁目及び六丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域(いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p>
東京都多摩市	<p>落合一丁目から四丁目まで、山王下一丁目、諏訪一丁目、三丁目、四丁目及び六丁目、鶴牧一丁目から三丁目ま</p>

	<p>で、豊ヶ丘二丁目、五丁目及び六丁目、中沢、永山七丁目、聖ヶ丘、馬引沢、南野一丁目及び二丁目、連光寺五丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都稲城市	<p>大丸、向陽台二丁目から六丁目まで、長峰、百村、若葉台一丁目及び四丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都八王子市	<p>東中野、別所、堀之内三丁目、松が谷、松木、南大沢一丁目、二丁目及び四丁目並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
東京都町田市	<p>相原町、小山ヶ丘二丁目から五丁目まで、小山町及びこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
神奈川県相模原市緑区	<p>相原一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、青根、青野原、青山、小倉、川尻、久保沢、中野、長竹、西橋本五丁目、二本松三丁目及び四丁目、根小屋、橋本七丁目及び</p>

対象大会関係施設				
東京都調布市	静岡県御殿場市	山梨県南都留郡 山中湖村	山梨県南都留郡 道志村	
この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね	柴怒田（次の図面に示す部分に限る。）	平野及び山中並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	板橋、大栗、大室指、大渡、上白井平、上善之木、上山、川村、川原畑、久保、小善地、笹久根、下白井平、下善之木、下中山、竹之本、月夜野、戸渡、中神地、長又、西和出村、野原、馬場、東神地及び谷相並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	八丁目、原宿、向原一丁目及び二丁目、元橋本町並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

に係る対象大会関係施設周辺地域

	東京都府中市	東京都小金井市	東京都三鷹市	東京都多摩市	東京都稲城市	東京都八王子市	東京都町田市	神奈川県山北町
三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域							

	山梨県道志村	山梨県山中湖村	静岡県小山町	静岡県御殿場市	静岡県裾野市	
	三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	この表の対象大会関係施設の区域及びその周囲おおむね三百メートルの次の図面に示す地域	

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

六十二 自転車競技個人タイムトライアルコース(男子/女子)

備考	期間	令和三年七月二十八日	
	対象大会関係施設の所在地	静岡県駿東郡小山町	大御神、棚頭、中日向及び用沢
対象大会関係施設の区域	静岡県駿東郡小山町	柴怒田	大御神、棚頭、中日向、用沢及びこれらの区域に介在する道路の区域(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
	静岡県御殿場市	柴怒田(次の図面に示す部分に限る。)	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	静岡県駿東郡小山町	一色、大御神、棚頭、中日向及び用沢(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	
	静岡県御殿場市	柴怒田(次の図面に示す部分に限る。)	

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少
なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は
、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

六十三 パラリンピック自転車競技タイムトライアルコース(男子/女子)

期間	令和三年八月三十一日	
対象大会関係施設 の所在地	静岡県駿東郡小 山町	中日向六百九十四番地
対象大会関係施設 の区域	静岡県駿東郡小 山町	大御神、中日向及びこれらの区域に介在する道路の区域 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	山町	大御神及び中日向(いずれも次の図面に示す部分に限る 。)
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄 に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>	

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

六十四 パラリンピック自転車競技ロードレース(男子/女子)

期間	令和三年九月一日から三日まで	
対象大会関係施設の所在地	静岡県駿東郡小山町	大御神、棚頭及び中日向
対象大会関係施設の区域	静岡県駿東郡小山町	大御神、棚頭及び中日向並びにこれらの区域に介在する道路の区域（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	静岡県駿東郡小山町	大御神、棚頭、中日向及び用沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は</p>	

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。